

千葉市立青葉病院医療安全管理委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における医療事故防止対策の充実及び医療事故発生時における迅速な対応と医療安全管理体制の充実を図るため、千葉市立青葉病院医療安全管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議をする。

- 〔1〕 医療事故防止に係る対策、検討、推進に関すること。
- 〔2〕 インシデントレポート等による事故事例の情報収集、分析並びに改善に関すること。
- 〔3〕 医療事故発生時における緊急の対応や連絡体制に関すること。
- 〔4〕 患者への安全な医療提供に関すること。
- 〔5〕 研修計画の策定に関すること。
- 〔6〕 その他委員会の目的達成を図るための必要事項に関すること。

〔組織〕

第3条 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士の職にあるもの及び事務長、医事室長により構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、副院長及び医療安全管理者の職にある者をもって充てる。

〔委員長の職務〕

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

〔会議〕

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

〔研修〕

第6条 委員長は、安全管理のための基本方針及びその対策について、職員に周知徹底を図るため、職員研修を年2回以上開催するものとする。

〔関係職員の出席〕

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第8条 委員会の庶務は、医療安全室において総理する。

〔委任〕

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

付則 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

改正 平成15年5月1日

改正 平成16年11月15日

改正 平成22年4月15日

改正 平成24年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和1年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日